

重要事項説明書(別表)

平成29年4月より

<サービス利用単位・料金(1日あたり)>

【多床室】

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	多床室	547	614	682	749	814
従来型個室	547	614	682	749	814	
<b>栄養マネジメント加算</b> ・常勤の管理栄養士を配置 ・利用者ごとの栄養ケア計画を他職種共同で作成し、実行・評価・見直しを行う		14	14	14	14	14
<b>日常生活継続支援加算</b> ・新入所数の重度の要介護者が一定の割合である ・介護福祉士が介護職員の6人に一人の割合以上		36	36	36	36	36
<b>夜勤職員配置加算</b> 夜勤帯(17:00～翌10:00)を通じて、職員数を基準より1名多く配置。		13	13	13	13	13
<b>看護体制加算 I・II</b> ・入所定員が31人以上50人以下 ・常勤の看護師を1名以上配置 ・看護職員数が利用者25名、又はその端数を増すごとに1名以上配置する		19	19	19	19	19
<b>個別機能訓練加算</b> 理学療法士が、個別の機能訓練計画を作成し実施します。		12	12	12	12	12
<b>精神科医定期療養指導加算</b> ・精神科医による療養指導を月2回以上実施 ・認知症の利用者数が全体の2/3を占める		5	5	5	5	5
<b>介護職員処遇改善加算</b> 合計単位数×8.3%	多床室	53	59	63	69	74
	従来型個室	53	59	63	69	74
<b>利用料金 1単位×10.27(糸島市)</b>	多床室	7,178	7,805	8,667	9,417	10,136
	従来型個室	7,179	7,805	8,668	9,418	10,136
<b>2. うち、介護保険から給付される金額</b>	多床室	6,460	7,024	7,800	8,475	9,122
	従来型個室	6,461	7,024	7,801	8,476	9,122
<b>3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)</b>	多床室	718	781	867	942	1,014
	従来型個室	718	781	867	942	1,014
<b>4. 居室に係る自己負担額</b>	多床室	1日 840円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の限度額)				
	従来型個室	1日1,150円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の限度額)				
<b>5. 食事に係る自己負担額</b>		1日1,600円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の限度額)				
<b>6. 自己負担額合計 (3+4+5)</b>	多床室	3,158	3,221	3,307	3,382	3,454
	従来型個室	3,468	3,531	3,617	3,692	3,764

<短期入院又は外泊された場合の料金>(1日あたり)>

1.	サービス利用料金 (外泊時加算)	2,526円	1月に6日間を限度(月をまたぐ時は最長12日)
2.	居室に係る自己負担額 (居住費)	840円	1月に6日間を限度(月をまたぐ時は最長12日)
3.	うち、介護保険から給付される金額	2,273円	
4.	自己負担額(1+2-3)	1,093円	

※入院(外泊)時は、上記のとおり外泊時加算・居住費を徴収いたします。

※入院・外泊中のベッドを、短期入所生活介護利用者が使用した場合には徴収いたしません。

<その他の加算の単位(1日あたり)>

療養食加算	23	医師の食事せんに基づく食事が提供される場合
経口移行加算	28	経管栄養の方が医師の指示に基づき、経口移行計画に沿った食事が提供される場合
経口維持加算Ⅰ	28	経口摂取の方で、著しい摂食障害があり、医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための管理を行う場合
経口維持加算Ⅱ	5	経口摂取の方で、摂食障害があり、医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための管理を行う場合

初期加算	30	入所日より起算して30日以内。 入院期間が1ヶ月以上になり、退院となった場合。
退所前訪問相談加算	460	1回につき
退所後訪問相談加算	460	2回につき
退所時相談援助加算	400	1回限り
退所前連携加算	500	1回限り
看取り介護加算	144	医師が終末期であると判断し、本人・ご家族の同意を得て看取り介護を行い、死亡前4日～30日
	680	医師が終末期であると判断し、本人・ご家族の同意を得て看取り介護を行い、死亡前日、前々日
	1280	医師が終末期であると判断し、本人・ご家族の同意を得て看取り介護を行った死亡日